

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	税務事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舟橋村は、税務事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

舟橋村長

公表日

平成27年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税務事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税その他の地方税に関する法律及び村税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。 <p>【事務処理の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 ③番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。 ④必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。 ⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。 ⑥①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する。 ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書により確認する。 ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑩⑨に係る納税証明書を発行する。 ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書を発行する。 ⑫納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑬督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。
③システムの名称	個人住民税システム、確定申告支援システム、eLTAXシステム、固定資産税システム、軽自動車税システム、税収納システム、滞納管理システム、税証明システム(個人住民税、固定資産税、軽自動車税、税収納)、国民健康保険税システム、宛名管理システム、団体内統合宛名(連携)システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税特定個人情報ファイル、固定資産税特定個人情報ファイル、軽自動車税特定個人情報ファイル、税収納特定個人情報ファイル、滞納管理特定個人情報ファイル、国民健康保険税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>[別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠] (27の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	課長 松本 良樹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	舟橋村総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-0295 富山県中新川郡舟橋村佛生寺55番地 電話番号:076-464-1121 ファックス番号:076-464-1066 info@vill.funahashi.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

